平成２５年（フ）第１５号
千葉県長生郡長生村一松2353番地２
債務者　永野　光男
１　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　知世
４　破産債権の届出期間　平成25年３月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月22日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
富山市中島３丁目３番76―104号　カーサ・ジョイ
債務者　河﨑　義明
１　決定年月日時　平成25年２月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　澤田　儀一
４　破産債権の届出期間　平成25年３月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月27日午前10時
６　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３号
岩手県二戸郡一戸町小繋字小繋49番地
債務者　立花　要助
法定代理人成年後見人　橋本　　剛
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　太田　秀栄
４　破産債権の届出期間　平成25年３月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月30日午前11時
６　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２６号
岩手県奥州市水沢区真城字東鶴巻19番地２
債務者　佐々木正剛
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横田　直哉
４　破産債権の届出期間　平成25年３月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月30日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２２４号
札幌市白石区南郷通18丁目北１番20―705号
債務者　福田　勝男
１　決定年月日時　平成25年２月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　倉本　和宜
４　破産債権の届出期間　平成25年３月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月10日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３０号
東京都八王子市長沼町754番地エステートピア菱山101号
債務者　山下　澄江
１　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　一藤　剛志
４　破産債権の届出期間　平成25年３月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月22日午前11時
６　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１０号
横浜市保土ケ谷区峰沢町134番地　ソーマ荘107号
債務者　大木　健次
１　決定年月日時　平成25年２月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　　裕
４　破産債権の届出期間　平成25年３月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月23日午前11時10分
６　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５号
静岡県駿東郡小山町須走78番地の３
債務者　宮下　哲也
１　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡邊洋二郎
４　破産債権の届出期間　平成25年３月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月26日午前11時
６　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４９号
静岡県袋井市山科3253番地の２
債務者　久野　嘉久
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　望月　彬史
４　破産債権の届出期間　平成25年３月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月30日午後２時
６　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５８号
千葉県柏市大津ケ丘１丁目52番地５　ラプラス大津ケ丘202
債務者　八代　裕子
１　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宗　みなえ
４　破産債権の届出期間　平成25年３月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月13日午前11時40分
６　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１６７号
千葉県香取郡多古町坂1004番地
債務者　越川　俊明
１　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　島田　直樹
４　破産債権の届出期間　平成25年４月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月13日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第４４４号
相模原市南区磯部49番地５
債務者　響　　保
１　決定年月日時　平成25年２月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橋本　愼一
４　破産債権の届出期間　平成25年３月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月13日午後３時
６　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５５７号
相模原市南区磯部49番地５
債務者　響　　保夫
１　決定年月日時　平成25年２月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橋本　愼一
４　破産債権の届出期間　平成25年３月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月13日午後３時
６　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第５１号
千葉県柏市富里１丁目２番２号
債務者　加々美　博
１　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　榎本　　光
４　破産債権の届出期間　平成25年３月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月20日午前10時40分
６　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第７７号
東京都羽村市玉川１丁目３番８号多摩ハウス８
債務者　古屋　哲也
１　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　戸塚　　晃
４　破産債権の届出期間　平成25年３月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月22日午前11時
６　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部